

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日とする)

目 次

◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良区の役員の就退任

土地改良区の定款の変更の認可

土地区画整理事業の施行者に変動を生じた旨の届出

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所

告 示

鳥取県告示第五百五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとお

り指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年六月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十四年三月二十九日	有限会社徳吉薬局	鳥取市吉成八二三ノ一四
昭和五十四年四月一日	市場 医院	境港市湊町一五二
昭和五十四年四月二十六日	大月 医院	倉吉市井手畑二三五ノ六

鳥取県告示第五百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十四年六月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鷹狩土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	平井敏美	八頭郡用瀬町大字鷹狩
"	林 豊	"
"	森尾尚雄	"
"	森用克己	"
"	山崎 洋	"
"	小林富雄	"
監事	森田秀男	"
"	横谷良造	"

任期満了により退任

鷹狩土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	横谷良造	八頭郡用瀬町大字鷹狩八四
"	森尾尚雄	六六
"	小林利男	八七
"	森田克己	一三七
"	森田悦雄	一四一一
"	小林活一	七一一
監事	小林富雄	七〇六
"	小谷和明	四六九

昭和五十三年六月十八日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、同月二〇日就任 任期二年

上野福尾土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	金田 進	西伯郡大山町福尾四九七
"	角田宇吉	二八九
"	福留勝美	四九六
"	角田弘人	二八五
"	門脇成美	五四七
"	福留祐三	三〇九
"	金田良夫	上野二〇二
"	山根秀範	一八三
"	山根健寿	一九六
"	朝妻宗治	二〇〇
"	金田篤治	二二二
"	山根 実	一三三
監事	入江正雄	長田三三〇
"	金田秀雄	福尾三〇〇
"	山根 茂	上野一八七
"	福留和利	福尾五一〇

任期満了により退任

上野福尾土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	金田 進	西伯郡大山町福尾四九七
"	角田宇吉	二八九

理事	田子 豊	西伯郡西伯町大字境九七七	
退任した役員の氏名及び住所	亀尾忠治	福成五一〇	
	岩崎常貞	一五〇五	
	亀尾友典	二四〇三	
	恩田徳穰	阿賀一二六八	
監事	山根茂	上野一八七	
	金田秀雄	福尾三〇〇	
	入江正雄	長田三三〇	
	山根実	一三三	
	金田篤治	二二二	
	朝妻宗治	二〇〇	
	山根健寿	一九六	
	山根秀範	一八三	
	金田良夫	上野二〇二	
	福留祐三	三〇九	
	門脇成美	五四七	
	角田弘人	二八五	
	福留勝美	四九六	
昭和五十四年二月二十六日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し 同年三月一日就任 任期四年			
	門脇潔	福尾五四九	

理事	田子 義則	西伯郡西伯町大字境三〇七	
就任した役員の氏名及び住所	亀尾忠治	福成五一〇	
任期満了により退任	吉田行夫	法勝寺五五四	
	持田貫之	絹屋二三四	
	大塚泰次郎	西伯町大字清水川二九七	
監事	吉次賢吉	寺内四八三一二	
	富永亀雄	会見町三崎二九〇	
	井上良治	中一、〇八九	
	藤原政義	徳長八七	
	中成章	掛相三五五	
	小谷鉄治	福頼一四	
	杉山重治	落合四四九	
	遠藤潔雄	一、五三二	
	磯田俊二	鴨部一、一五三	
	影井信夫	絹屋一、一五七	
	吉畑尚之	西四四九	
	陶山和憲	猪小路八	
	井上虎雄	北方七四三	
	坪内寛正	原三九八	
	景山泰実	四八七	

小松 太郎 一六〇
河原 正彰 六〇

昭和五十四年四月一日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、同月十日就任 任期二年

鳥取県告示第五百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、西伯町土地改良区の定款の変更を昭和五十四年五月三十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年六月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第十一条第五項の規定に基づき、美津土地区画整理事業の施行者の變動の届出を受理したので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年六月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 土地区画整理事業の名称及び事務所の所在地
美津土地区画整理事業

鳥取市行徳は一〇三番地 鳥取市農協開発株式会社内
二 施行認可の年月日
昭和五十三年三月二十九日

三 届出に係る施行者の住所及び氏名

(一) 新たに施行者となつた者

鳥取市松並町二丁目二六〇番地一六 石井 秀樹
鳥取市三津三四二番地 田中 武雄

(二) 施行者でなくなつた者

八頭郡智頭町大字大内二一一番地 山根進一郎
鳥取市三津二一番地一 田中 寛

鳥取県告示第五百九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第二十九条第一項の規定に基づき、米子市車尾中島土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年六月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名 住 所

澤田 賢一 米子市中島二〇四番地一

中	中	廣	篠	田	田
原	田	東	岡	中	内
敏	慶	理	大	義	信
雄	三	一	枝	雄	重
〃	〃	〃	〃	〃	〃
					車尾九二八番地
					六九三番地
					五八二番地
					二二三番地
					中島八五番地一
					八〇番地

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】